

2023年9月

取引先企業の皆様へ



## インボイス制度対応方針

当社は、2023年10月から始まるインボイス制度に関し、以下を行動指針とし、全役職員がこれを遵守いたします。

1. お取引先様に対する適格請求書発行事業者登録の要請は、協力の依頼のみであり、強要はいたしません。
2. 適格請求書発行事業者登録をしないことを理由にして、一方的な発注の取止めや消費税相当額の一部または全部を支払わない行為をいたしません。
3. 適格請求書発行事業者登録によって免税事業者から課税事業者に転換したお取引先様から、従前免税事業者であったことを前提に設定していた取引単価の見直しの要請があったときに、交渉に応じず一方的に従来どおりの取引単価を据え置く行為をいたしません。

<本件に関するお問い合わせ先>

経理部 インボイス制度担当

電話番号：050-1735-9474